第二十講　実践演習⑵

一　次の文章を読んで、後の問（**問1～6**）に答えよ。（問題文は、前半が口語訳になっており、後半は設問の都合で返り点、送り仮名を省いたところがある。）

昔、周式という男が船で旅に出たが、途中、一人の吏（役人、実は冥界の使者）に出会った。吏は一巻の書（実は死者の名を書き記してある帳簿）を持っており、一緒に乗せてほしいと請うた。十数里ほども進んだころ、吏は「ちょっと寄って行きたいところがある。帳簿を預けていくが、決して見てはいけない」と言い置いて出かけていった。式がこっそり開いてみると、そこには死者の名が書き連ねてあり、終わりの方には自分の名前も書いてあった。吏は帰ってきて、「『見るな』と言ったのに、どうして見たのか」と怒った。式は平謝りに謝った。

吏曰、「A感卿遠相載、此書不可除卿名。今日已去還家。三年勿出門、可得度（注1）也。勿道見吾書。」式還不出、已二年余。家皆怪B之。隣人卒亡（注2）。父怒、使往弔之。式不得已、適出門、便見此吏。吏曰、「C吾令汝三年勿出。而今出門、D知復奈何。吾求（注3）不見、連累（注4）為鞭杖。今已見汝、無可奈何。後三日、日中（注5）E当相取也。」式還涕泣（注6）、F具道如此。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

父(ハもとヨリ)故不レ信(ゼ)。母(ハ)昼夜与(ともニ)相守(ル)。至(リ)二三日日中(ノ)時一(ニ)、果(はたシテまことニ)見来(タリ)取(リ)、便(チ)死(ス)。

（干宝(かんぽう)『捜神記(そうじんき)』による）

（注）
1　可レ得レ度――生きつづけることができる。
2　卒亡――急死する。
3　求不レ見――探し出すことができなければ。
4　連累為二鞭杖一――まきぞえを食って（冥界の王に）鞭(むち)や棒で打たれる罰を受ける。
5　日中――正午。
6　涕泣――涙を流しさめざめと泣くこと。

問１　傍線部Ａ「感」の意味を二字の熟語で言い表すとすれば、どれが最も適当か。次の①～⑤のうちから一つ選べ。

①　感化　　②　実感　　③　感謝　　④　共感　　⑤　反感

問２　傍線部Ｂ「之」は何を指すか。最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

①　式が吏に平謝りに謝ったこと。
②　隣人が死亡した原因に不審な点があったこと。
③　吏が二年あまりも式の前に現れなかったこと。
④　式が二年あまりも家にこもりきりであること。
⑤　吏が「吾が書を見たことを口外するな」と言ったこと。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問３　傍線部Ｃ「吾令汝三年勿出。」は「吾（われ）汝をして三年出づること勿からしむ。」と読む。この場合、返り点はどのように付けるのが正しいか。最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

①　吾令㆔汝三年㆓勿出㆒。
②　吾令㆓汝三年㆒勿㆑出。
③　吾令㆑汝㆓三年㆒勿㆑出。
④　吾令㆑汝㆓三年勿㆑出。
⑤　吾令㆓汝三年勿㆑出。

問４　傍線部Ｄ「知㆓復奈何㆒。」はどういう意味か。最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

①　もうこれ以上守り通すことはできない。
②　また何とか隠しだてしなければならないと思う。
③　ふたたび家に帰るべき事態になったのだと知れ。
④　これからどこに出かけていけばいいのか知っているのか。
⑤　どんなにしても父上の怒りをしずめることなどできないであろう。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問５　傍線部Ｅ「当㆓相取㆒也。」は「どうしても（あなたを）つかまえなければならない。」という意味である。どのように読むのが正しいか。最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

①　あひ取るにあたれるなり。
②　まさにあひ取るべきなり。
③　よろしくあひ取るべきなり。
④　まさにあひ取らんとするなり。
⑤　よろしくあひ取らんとするなり。

問６　傍線部Ｆ「具道如㆑此。」とはどういうことか。最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

①　三年前に帳簿を盗み見て以来の冥界の様子をことこまかに話した、ということ。
②　隣人が死亡して、その弔いに出かけて以来遭遇した不運を逐一訴えた、ということ。
③　二年あまり前の旅の途中、一人の吏に出会って以来の一部始終を打ち明けた、ということ。
④　魂を抜き取られて以来、地獄の責め苦にあっている状況を細部にわたって説明した、ということ。
⑤　旅から帰って以来、びくびくして過ごした日々を思うと自らがいたわしく、泣きながら救いを求めた、ということ。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

二　次の文章を読んで、後の問い（**問１～６**）に答えよ。（問題文は、設問の都合で送り仮名を省いたところがある。）

田叔（でんしゆく）は漢の景帝（けいてい）によって賢才と認められ、魯（ろ）（現在の山東省西南部に位置する、漢の王族の領地）の相（しよう）（領主である王を補佐して政務を執り行う大臣）に任命された。彼が任地に到着すると、魯王に財物を奪い取られたと田叔に訴え出た人々が百人余りいた。

田叔取（とらヘ）二其（ノ）渠率（きよすゐ）（注1）二十人（ヲ）一、各笞（おのおのむちうツコト）（注2）五十、余（ハ）各搏（うツコト）（注3）二十、怒（リテ）レ之（ヲ）曰（ハク）、「Ａ王（ハ）非（ズ）二若（なんぢガ）主（ニ）一邪（や）。何自（よリテ）（注4）敢（ヘテ）言（フヤト）二若（ガ）主（ヲ）一。」Ｂ魯王聞（キテ）レ之（ヲ）大（イニ）慙（はヂ）、発（シテ）二中府（注5）（ノ）銭（ヲ）一、Ｃ使（ニ）二相償（フ）一レ之（ヲ）。相曰（ハク）、「王自（ラ）（ア）奪（ヒ）レ之（ヲ）、使（ニ）二相償（ハ）一レ之（ヲ）、是（レ）王為（シテ）レ悪（ヲ）、而相為（ス）レ善（ヲ）也。Ｄ相毋（なカラント）（イ）与（あづカル）レ償（フニ）レ之（ヲ）。」於（イテ）レ是（ニ）王乃（チ）尽（ことごとク）償（フ）レ之（ヲ）。

（司馬遷『史記』による）

（注）
1　渠率――人々の指導者。
2　笞（むち）――笞で打つ。当時の刑罰の一つ。
3　搏――手で打つ。
4　何自――どうして。
5　中府――王の財物を保管する蔵。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問1　波線部㋐「自」・㋑「与」のそれぞれの本文中の意味を二字の熟語で言い表すとすれば、どれが最も適当か。次の各群の①～⑤のうちから、それぞれ一つずつ選べ。

㋐　自

①　自然　②　自由　③　自身
④　自在　⑤　自明

㋑　与

①　贈与　②　関与　③　貸与
④　授与　⑤　給与

問2　傍線部Ａ「王ハ非ズ二若(なんぢ)ガ主ニ一邪(や)」はどういう意味か。最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

①　王は君たちの主人ではないか。
②　王は君たちの主人とは限らない。
③　王は決して君たちの主人ではない。
④　王にとっては君たちが主人ではない。
⑤　王は君たちの主人であろうか。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問３　傍線部Ｂ「魯王聞キテレ之ヲ大イニ慙（は）ヂ」とあるが、魯王はなぜ恥じたのか。その理由として最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

①　魯王は、人々からの予期しない訴えによって、着任したばかりの田叔に過ちを知られてしまったから。
②　魯王は、田叔が人々を罰したことによって、はじめて不心得な人民が多くいることに気づかされたから。
③　魯王は、田叔が勇気ある人々の指導者たちを罰したのを、王として事前に止めることができなかったから。
④　魯王は、田叔が人々をとがめた言葉によって、領主としての立場に対する自覚が足りなかったと悟ったから。
⑤　魯王は、田叔が自分の過ちをあっさりと許してくれたことで、その度量の大きさにかなわないと思ったから。

問４　傍線部Ｃ「使二相償一レ之」は「相（田叔）の手で銭を弁償させようとした」という意味である。どのように読むのが正しいか。最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。

①　相をしてこれを償ふ。
②　相をしてこれを償はしむ。
③　相をしてこれを償ふべし。
④　相をつかひてこれを償ふ。
⑤　相をつかひてこれを償はしむ。
⑥　相をつかひてこれを償ふべし。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問５　傍線部Ｄ「相母(な)(カラント)レ与(あづカル)レ償(フニ)レ之(ヲ)」とあるが、田叔はなぜこのように述べたのか。その理由として最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

① 人々の訴えそのものが誤りであるのに自分が銭を返すことは、それを正当と認めることになると考えたから。
② 人々を罰したのは過ちだったと気づいたが、今になって自分が銭を返すのでは、行為に一貫性を欠くと考えたから。
③ 魯王の所有物である蔵の銭に、断りなく自分が手をつけると、人々によって厳しく非難されると考えたから。
④ 人々から収奪した財物であるとはいえ、魯王に返す意思がないのに勝手に賠償することはできないと考えたから。
⑤ 自分が銭を返すと人々に償おうとする魯王の意思が伝わらず、王に対する人々の信頼を回復できないと考えたから。

問６　本文において、田叔はどのような人物として描かれているか。最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

① 人々にも魯王にも厳しく対処し、常に世間から一定の距離を置く、孤高の人物。
② 人々の直訴を真摯(しんし)に受け止め、魯王に代わって銭を弁償する、慈悲深い人物。
③ 人々の怒りを内心では理解しつつ、魯王の立場にも気を配る、思慮深い人物。
④ 人々に対して弾圧の笞をふるい、身をなげうって魯王の財産を守る、忠義な人物。
⑤ 人々の訴えを巧妙に利用して、魯王から政治の実権を奪い取る、野心的な人物。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

復習問題　第二十講

①　「令二子犯レ罪、なほ妾に在り」の傍線部の読み方として最も適当なものを、次の中から選べ。

ア　子に罪を犯さしめる

イ　子に罪を犯さしめんとす

ウ　子をして罪を犯さしむる

エ　子に令して罪を犯さんとす

②　再読文字「当」と同じ読みをする再読文字を、次の中から選べ。

ア　将　　イ　応　　ウ　須　　エ　且　　オ　宜

③　「豈ニ非ズレ天ニ哉や」の解釈として最も適当なものを、次の中から選べ。

ア　決して天運ではない。

イ　なんと天運ではないか。

ウ　どうして天運なのか。

エ　天運とは限らない。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

【第二十講】

〔模範解答〕

一

問１　③　問２　④　問３　⑤
問４　①　問５　②　問６　③

二

問１　(ア)　③　(イ)　②
問２　①
問３　④
問４　②　問５　⑤　問６　③

〔現代語訳〕

一

役人（＝冥界の使者）が言うには、「あなたが遠くまで一緒に（船に）乗せてくれたので感謝はしているが、この書（＝死者の名を記してある帳簿）からあなたの名前を除くことはできない。今日はもう去って家に帰りなさい。（これから）三年間、門（＝家）から（外に）出ることがなければ、生きつづけることができるのだ。私の書を見たことを（他人に）言ってはいけない」と。周式は（家に）帰って（門から外に）出ないことが、もう二年あまりである。家族は皆、このこと（＝周式が二年あまりも家にこもりきりであること）を不思議がった。隣人が急死した。（周式の）父は怒って、（周式に）隣人の家に行かせて亡くなった隣人を弔わせた。周式はしかたなく、門を出たところ偶然に、すぐにこの役人に会った。役人が言うには、「私はあなたに三年間（家から）出ることがないようにさせた。しかし今、門から出たので、もうこれ以上守り通すことはできない。私は探し出すことができなければ、まきぞえを食って（冥界の王に）鞭や棒で打たれる罰を受ける。今もはやあなたを見つけたので、どうすることもできない。三日後、正午にどうしても（あなたを）つかまえなければなら

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

ない」と。周式は（家に）帰って涙を流しさめざめと泣いて、このように〔＝二年前の旅の途中に、役人に出会って何があったのか〕詳細を話した。父はまったく信じない。母は昼も夜も一緒にいて（周式を）守った。三日後の正午になり、ついに本当に（役人は）やって来て（周式を）つかまえ、あっけなく死んだ。

二

田叔はその人々の指導者二十人を捕らえ、それぞれを笞で打つこと五十回、他はそれぞれ手で打つこと二十回、（そして）この人々を怒って言うことには、「王は君たちの主人ではないか。どうしてすすんで君たちの主人を（悪く）言うのか」と。魯王はこれ〔＝田叔が人々をとがめた言葉〕を聞いて（領主としての立場に対する自覚が足りなかった自分を）非常に恥じて、王の財物を保管する蔵を開いて、相〔＝田叔〕の手で銭を弁償させようとした。相〔＝田叔〕が言うには、「王様はご自身でこれを奪い取り、相〔＝私〕にこれを弁償させようとしていますが、これは王様が（人民に対して）悪いことをして、相〔＝私〕が（人民に対して）良いことをすることになります。（私が）これを弁償する（ような、王様の意志が伝わらないばかりか、王様の立場がさらに悪くなるような）ことに関与することはないでしょう」と。そこで魯王はようやくすっかりこれを弁償した。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

復習問題　第二十講　解答解説

〔解説〕

① 「令」と「犯」には返り点が付いているので、「子」を読んだ次には「罪」を読む。したがって、エは不適。残りの選択肢が、「犯さしめ」「犯さしむる」と読んでいることから、「令」は使役の助動詞「しム」。下を見て、「犯」が動詞。助動詞「令」と動詞「犯」の間にある名詞「子」が使役の対象で、「ヲシテ」の送り仮名をおくる。よって、正解はウ。

② 再読文字「当」は、「まさ二～べシ」と読む。ア「将」とエ「且」は「まさ二～ントす」、イ「応」は「まさ二～べシ」、ウ「須」は「すべかラク～べシ」、オ「宜」は「よろシク～べシ」。よって、正解はイ。

③ 「豈(あ)二～非(あら)ズや」は詠嘆の句法で、「なんと～ではないか」の意味。よって、正解はイ。

〔解答〕

① ウ　② イ　③ イ

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。